

さしのべて あなたのその手 いちはやく

# 11月は児童虐待防止推進月間です

子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。全ての子どもが虐待を受けず、健やかに成長できる社会を目指しましょう。

## 相談件数が10万件を突破

平成27年度に、全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、前年より16・1%増の103,260件(速報値)。統計を取り始めた平成2年度から25年連続で増え、10万件を超えました。旭市でも、心理的虐待やネグレクトなど複雑な相談が増えています。

## 虐待かと思ったら

虐待を発見したり、著しく子どもの様子が変わったと感じたりしたら、児童相談所や市などに通報してください。通報者の秘密は守られます。

家庭内での虐待が多く、自ら

逃げたり、救いを求めたり、子ども自身からはなかなか誰かに相談できません。放置すれば虐待はエスカレートし、命の危険につながることもあります。虐待を防ぐためには、早期発見・対応が重要です。

## こんな行為が児童虐待

身体的虐待／殴る、蹴る、熱湯を掛ける、戸外へ締め出すなど  
性的虐待／性的行為、性的な写真を撮るなど  
心理的虐待／言葉による脅かし、きょうだいとの差別、子どもの前で配偶者に暴力を振るうなど  
ネグレクト(養育放棄・怠慢)／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど

## しつけとの違い

しつけのつもりと誤っていても、子どもが傷ついていれば虐待です。多くの保護者は自分が虐待している自覚がありません。

## 抱え込まずに相談を

子育てに悩んでいる人は、一

子どもへの虐待の理由は、さまざまでも複雑です。保護者の子育ての不安や、悩みから始まることもあり、子育てに張り過ぎることで虐待をしてしまう人もいます。虐待は保護者の意識の問題ではなく、子どもがどう感じ、傷ついているかによるものです。

人で抱え込まずに市や児童相談所などに相談してください。子育てには、いろいろな不安はつきものです。誰かに聞いてもらうだけでも、気持ちが落ち着くことがあります。周りで苦しんでいる保護者や家族に会ったときも、相談するよう勧めてください。

## 相談・通報先

子育て支援課子育て支援班  
旭市家庭児童相談室  
062・8012  
銚子児童相談所  
0479・23・0076  
児童相談所全国共通ダイヤル  
189

## 11月12日(土)から25日(金)は 女性に対する 暴力をなくす運動期間

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、セクシャルハラスメントなど、女性に対する暴力は、人権を侵害するもので許される行為ではありません。

この運動をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めていきましょう。

### ●DV相談ナビ

相談窓口／DV相談ナビ(☎0570-055210)

※近くの相談窓口を案内します。

岡市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)

### ●女性の人権ホットライン

全国一斉に人権擁護委員がホットラインを開設します。

期日／11月14日(月)～20日(日)

時間／●平日：午前8時30分～午後7時 ●土・日曜日：午前10時～午後5時

相談窓口／ホットライン(☎0570-070810)

岡千葉県人権擁護委員連合会事務局(☎043-247-3555・千葉地方法務局人権擁護課内)